

ホテルテキスト ホテル業務関連知識(第7版、第8版) 追補情報 HH0571、HH0508

平成30(2018)年6月15日施行の改正旅館業法により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合され、新たな営業種別として「旅館・ホテル営業」が設けられました。また、平成28(2016)年4月に、簡易宿所営業における構造様式の基準が緩和されました。

これに伴い、『ホテルテキスト ホテル業務関連知識(第7版、第8版)』の記載内容のうち、変更になった箇所があります。以下をご参照いただき、内容を置き換えて学習を進めて下さい。

テキスト
第7版
36ページ、
第8版
38ページ
内容

2. 旅館業法における宿泊施設

旅館業法では宿泊施設を以下の4つに分けている。

- ・ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業
- カプセルホテルや民宿は簡易宿所営業に含まれている。また、ペンションはホテル営業に含まれている場合が多い。それぞれの営業施設の基準は次の通りである。

業態	構造様式	1客室面積	浴室	便所
ホテル営業	洋式の客室数 10室以上	9㎡以上	宿泊客の需要を満たす適当な数の 洋式浴室またはシャワーがあること	男女の区別 がある水洗式 座便式
旅館営業	和式の客室数 5室以上	7㎡以上(和室) 9㎡以上(洋室)	宿泊客の需要を満たす適当な規模 の入浴施設があること、または近く に公衆浴場があること	適当な数
簡易宿所営業	多人数で共用する 構造で、客室 の延床面積33 ㎡以上	特に規定なし	上に同じ	適当な数
下宿営業	1カ月以上の期 間を単位として 宿泊料を受けて 宿泊させる施設	特に規定なし	公衆浴場が近くにあるか、または宿 泊客の需要を満たす規模の入浴施 設があること	適当な数

テキスト
第7版
36ページ、
第8版
38ページ
改訂
内容

2. 旅館業法における宿泊施設

旅館業法では宿泊施設を以下の3つに分けている。

- ・旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業
- カプセルホテルや民宿は簡易宿所営業に含まれている。また、ペンションはホテル営業に含まれている場合が多い。それぞれの営業施設の基準は次の通りである。

業態	構造様式	1客室面積	浴室	便所
旅館・ ホテル営業	最低客室数の基 準はなし	7㎡以上、ただ し寝台を置く客 室は9㎡以上	公衆浴場が近くにあるか、または宿 泊客の需要を満たす規模の入浴施 設があること	適当な数
簡易宿所営業	多人数で共用する 構造で、客室 の延床面積33㎡ 以上(ただし、一 度に宿泊させる 宿泊者数が10人 未満の施設の場合、 宿泊者1人 当たり3.3㎡に宿 泊者数を乗じた 面積以上)	特に規定なし	上に同じ	適当な数
下宿営業	1カ月以上の期 間を単位として 宿泊料を受けて 宿泊させる施設	特に規定なし	公衆浴場が近くにあるか、または宿 泊客の需要を満たす規模の入浴施 設があること	適当な数

※最新の正誤情報はウイネットホームページ(<https://www.wenet.co.jp/>)で公開しております。

[商品カテゴリー]→[ホテル・ブライダル]を選択し、該当書籍の詳細ページをご確認ください。